

毎週 月・水・金曜日発行

熊本県公報

目 次

| | | |
|---|-----------|---|
| 熊本県健康センター条例の一部を改正する条例 | (健康増進課) | 一 |
| 熊本県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例 | (障害保健福祉課) | 一 |
| 熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例 | (生活衛生課) | 二 |
| 熊本県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例 | () | 二 |
| 熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例 | (環境保全課) | 二 |
| 熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例 | (職業能力開発課) | 四 |
| 熊本県地域改善対策職業訓練受講資金等の返還債務の免除に関する条例を廃止する条例 | () | 四 |
| 熊本県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例 | (経営技術課) | 四 |
| 熊本県森林整備地域活動支援交付金基金条例 | (林政課) | 四 |
| 熊本県事業認定審議会条例 | (用地対策課) | 五 |
| 熊本県熊本港周辺海域漁業振興基金条例の一部を改正する条例 | (港湾課) | 五 |
| 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 | (都市計画課) | 六 |
| 熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例 | (漁港課) | 六 |
| 熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例 | (会計課) | 六 |
| 熊本県災害基金条例等の一部を改正する条例 | () | 七 |

条 例

熊本県健康センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第十三号

熊本県健康センター条例の一部を改正する条例

熊本県健康センター条例(昭和五十九年熊本県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「研修」の下に「のための施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供」を加え、同条第二号中「施設及び設備(以下「施設等」という。)」を「施設等」に改め、同条第三号中「集積、処理及び」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第八条の次に次の一条を加える。

(管理の委託)

第八条の二 センターの管理については、財団法人熊本県成人病予防協会に委託することができる。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第十四号

熊本県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

熊本県精神保健福祉審議会条例(昭和四十年熊本県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第十五号

熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例

熊本県理容師法施行条例（平成十二年熊本県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条第三号」を「第九条第三号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第十六号

熊本県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例

熊本県ふぐ取扱条例（昭和三十三年熊本県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「一」を「いずれかに」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条

第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条の次に次の第三条を加える。

（絶対的欠格事由）

第五条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前条の免許を与えない。

一 十八歳未満の者

二 第十三条第二項の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

（相対的欠格事由）

第五条の三 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第五条の免許を与えないことがある。

一 視覚又は精神の機能の障害によりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

二 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者

2 知事は、第五条の免許の申請を行った者が前項第一号に規定する者に該当すると認められる場合において、当該者が免許を受けることができるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により、障害

が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（意見の聴取）

第五条の四 知事は、第五条の免許を申請した者について、前条第一項第一号に掲げる者に該当すると認め、同項の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第十三条第一項中「第五条第二項第一号から第三号までの一」を「第五条の三第一項各号のいずれかに」に、「いたつた」を「至つた」に、「取り消すものとする」を「取り消すことができる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第十七号

熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和四十四年熊本県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 オゾン層破壊物質の排出の抑制」を「第二節 フロン類の排出の抑制」に改める。

第五章第二節の節名を次のように改める。

第二節 フロン類の排出の抑制

第七十五条の見出し中「オゾン層破壊物質」を「フロン類」に改め、同条中「を保護する」を「の保護及び地球温暖化の防止を図る」に、「オゾン層を破壊する物質で規則で定めるもの（以下「オゾン層破壊物質」という。）」を「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）以下この節において「法」という。）」に、「オゾン層破壊物質」を「冷媒フロン類」に改める。

第七十六条から第七十八条までを次のように改める。

第七十六条 削除

第七十七条 法第二条第二項の第一種特定製品（以下「第一種特定製品」という。）の廃

第七十六条から第七十八条までを次のように改める。

第七十六条 削除

（フロン類等の引渡し等）

第七十七条 法第二条第二項の第一種特定製品（以下「第一種特定製品」という。）の廃

第七十七条 法第二条第二項の第一種特定製品（以下「第一種特定製品」という。）の廃

棄の委託を受けた事業者は、当該第一種特定製品に充てんされている冷媒フロン類が大気中に排出しないよう点検を行うなど当該第一種特定製品を適正に管理し、法第十一條第一項第四号の第一種フロン類回収業者に当該第一種特定製品に充てんされている冷媒フロン類を引き渡さなければならない。

2 使用済自動車に係る法第二條第三項の第二種特定製品（以下「第二種特定製品」という。）の廃棄の委託を受けた事業者は、当該第二種特定製品に充てんされている冷媒フロン類が大気中に排出しないよう点検を行うなど当該第二種特定製品を適正に管理し、法第二十七條第一項第四号の第二種特定製品引取業者に当該第二種特定製品を引き渡さなければならない。

3 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二條第五項の特定家庭用機器廃棄物（冷媒フロン類が充てんされているものに限る。以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）を引き取った同法第五條の小売業者は、当該特定家庭用機器廃棄物に充てんされている冷媒フロン類が大気中に排出しないよう点検を行うなど当該特定家庭用機器廃棄物を適正に管理しなければならない。

第七十八條 削除

第七十九條の見出し中「特定機器」を「第一種特定製品等」に改め、同条中「特定機器の整備又は修理を行う事業者」を「第一種特定製品、第二種特定製品及び特定家庭用機器再商品化法第二條第四項の特定家庭用機器（冷媒フロン類が充てんされているものに限る。）の整備又は修理を行う事業者」に、「特定機器」を「当該製品等」に、「オゾン層破壊物質」を「冷媒フロン類」に改める。

第八十條の見出し中「オゾン層破壊物質」を「フロン類」に改め、同条中「前三條」を「第七十七條及び前條」に、「オゾン層破壊物質」を「冷媒フロン類」に改める。

第八十一條の見出し中「オゾン層破壊物質の分解処理等」を「不適正処理等」に改め、同条中「第七十八條に規定する分解処理等、回収措置又はそれらの委託」を「第七十七條第一項に規定する第一種特定製品の管理若しくは冷媒フロン類の引渡し、同条第二項に規定する第二種特定製品の管理若しくは引渡し又は同条第三項に規定する特定家庭用機器廃棄物の管理」に、「事業者」を「同条に規定する者」に、「オゾン層破壊物質」を「冷媒フロン類」に、「その分解処理等、回収措置又はそれらの委託」を「それらの管理又は引渡し」に改め、同条第二項中「第五項及び」を削り、「勧告」を「公表」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による勧告又は法第二十四條第三項、第四十三條第六項若しくは第六十四條第二項の規定による命令に正当な理由がなく従わない者があるときは、その者の氏名又は名称及び勧告又は命令の内容を公表することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、この条例による改正後の熊本県生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第七十七條第二項の規定は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。）附則第一条第二号の政令で定める日（以下「政令で定める日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 政令で定める日の前日までににおける新条例第八十條及び第八十一條の規定の適用については、第八十條中「第七十七條及び前條」とあるのは、「第七十七條第一項及び第三項並びに前條」と、第八十一條第一項中「第七十七條第一項に規定する第一種特定製品の管理若しくは冷媒フロン類の引渡し、同条第二項に規定する第二種特定製品の管理若しくは引渡し又は同条第三項に規定する特定家庭用機器廃棄物の管理」とあるのは、「第七十七條第一項に規定する第一種特定製品の管理若しくは冷媒フロン類の引渡し又は同条第三項に規定する特定家庭用機器廃棄物の管理」と、「同条に規定する者」とあるのは「同条第一項及び第三項に規定する者」と、同条第二項中「法第二十四條第三項、第四十三條第六項若しくは第六十四條第二項の規定による命令」とあるのは「法第二十四條第三項の規定による命令」とする。

3 この条例による改正前の熊本県生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第七十七條の特定機器のうち法第二條第三項の第二種特定製品に該当するものに係る旧条例第七十七條、第七十八條、第八十條及び第八十一條の規定は、政令で定める日の前日までは、なお効力を有する。

（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

4 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年熊本県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三十六の項事務の欄二中「オゾン層破壊物質」を「フロン類」に、「において準用する第六十六條第五項の規定による公表」を「の規定による公表（条例第八十一條第一項の規定による勧告に正当な理由がなく従わない者に係るものに限る。）」に改める。

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県条例第十八号

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例

熊本県立技術短期大学校条例（平成八年熊本県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表授業料の項中、「二六九、七〇〇円」を「二九六、五〇〇円」に改め、同表聴講料の項中、「三、五〇〇円」を「三、八〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県地域改善対策職業訓練受講資金等の返還債務の免除に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第十九号

熊本県地域改善対策職業訓練受講資金等の返還債務の免除に関する条例を廃止する

条 例

熊本県地域改善対策職業訓練受講資金等の返還債務の免除に関する条例（昭和六十二年熊本県条例第三十三号）を廃止する。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第二十号

熊本県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

熊本県改良普及員資格試験条例（昭和二十八年熊本県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中、「果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規程（昭和三十六年農林省告示第千三百六十号）又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和三十四年農林省告示第四百十六号）」を「平成四年農林水産省告示第百八十一号（専門技術員資格試験等に関する省令第三条第一号の八及び同条第二号の規定に基づき、農林水産大

臣が指定する職務及び研修課程を定める件）第二号イ」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正前の熊本県改良普及員資格試験条例第三条第三号に規定する果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規程（昭和三十六年農林省告示第千三百六十号）又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和三十四年農林省告示第四百十六号）による研修課程を修了した者は、改正後の条例第三条第三号に規定する研修課程を修了した者とみなす。

熊本県森林整備地域活動支援交付金基金条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第二十一号

熊本県森林整備地域活動支援交付金基金条例

（設置）

第一条 森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林施業の実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における森林整備活動を支援するため、熊本県森林整備地域活動支援交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金の処分）

第六条 知事は、森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的機能の発揮を図る観点か

ら、森林施業の実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における森林整備活動を支援するための事業に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県事業認定審議会条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第二十二号

熊本県事業認定審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の七第二項の規定に基づき、同条第一項の規定により設置する熊本県事業認定審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する委員七人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。(会議)

第四条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、土木部において処理する。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、土地収用法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三三号)の施行の日から施行する。

熊本県熊本港周辺海域漁業振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第二十三号

熊本県熊本港周辺海域漁業振興基金条例の一部を改正する条例

熊本県熊本港周辺海域漁業振興基金条例(昭和五十四年熊本県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条」を「第六条」に改める。

第二条を次のように改める。

(基金の額)

第一条 基金の額は、十億円以内とする。

第二条に次の一項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第四条及び第五条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第六条を第七条とし、同条の前に次の一条を加える。

(基金の処分)

第六条 知事は、熊本港周辺海域における漁業の振興に資するための事業に要する経費の

財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成三十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第二十四号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年熊本県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号及び第二号を次のように改める。

一 都市基盤整備公団

二 緑資源公団

第二条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第二条第三項第五号を次のように改める。

五 雇用・能力開発機構

第二条第三項中第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条第三項第十一号を次のように改める。

十一 中小企業総合事業団

第二条第三項中第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第三条第二号中「自動車以外の道路」を「自動車道以外の道路」に改め、同条第二十二号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第二十五号

熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例

（熊本県漁港管理条例の一部改正）

- 第一条 熊本県漁港管理条例（昭和三十七年熊本県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条、第一条の第二項、第四条第一項、第十一条第一項及び第十五条の第二項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

第十七条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

（熊本県一般海域管理条例の一部改正）

- 第二条 熊本県一般海域管理条例（平成十二年熊本県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 第三条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年熊本県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表六の項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第二十六号

熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例

熊本県収入証紙条例（昭和三十九年熊本県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一使用料の項第一号の次に次のように加える。

二 工業技術センター設備使用料

三 食品加工研究所設備使用料

別表第一手数料の項第五百六十四号の四を次のように改める。

五六四の四 削除

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県災害基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第二十七号

熊本県災害基金条例等の一部を改正する条例

(熊本県災害基金条例の一部改正)

第一条 熊本県災害基金条例(昭和三十二年熊本県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「確実な」を「最も確実かつ有利な」に改め、同条第二項中「応じ確実な」を「応じ、最も確実かつ有利な」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(熊本県財政調整基金条例の一部改正)

第二条 熊本県財政調整基金条例(昭和三十六年熊本県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、その他確実な」を「、その他最も確実かつ有利な」に改め、同条第二項中「確実な」を「最も確実かつ有利な」に改める。

第五条中「期間及び利率等」を「確実な繰戻しの方法、期間及び利率」に改める。

(熊本県用品調達基金条例の一部改正)

第三条 熊本県用品調達基金条例(昭和三十九年熊本県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第七条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(熊本県災害救助基金条例の一部改正)

第四条 熊本県災害救助基金条例(昭和三十九年熊本県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(熊本県立高等学校実習基金条例の一部改正)

第五条 熊本県立高等学校実習基金条例(昭和四十一年熊本県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「確実」を「最も確実」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(熊本県土地開発基金条例の一部改正)

第六条 熊本県土地開発基金条例(昭和四十四年熊本県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(熊本県職員等退職手当基金条例の一部改正)

第七条 熊本県職員等退職手当基金条例(昭和四十八年熊本県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「確実」を「最も確実」に改め、同条に次の一項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(熊本県県有施設整備基金条例の一部改正)

第八条 熊本県県有施設整備基金条例(昭和五十二年熊本県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「確実」を「最も確実」に改め、同条に次の一項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第五条中「期間及び利率等」を「確実な繰戻しの方法、期間及び利率」に改める。

(熊本県美術品取得基金条例の一部改正)

第九条 熊本県美術品取得基金条例(昭和五十四年熊本県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(熊本県債管理基金条例の一部改正)

第十条 熊本県債管理基金条例(平成元年熊本県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第五条中「期間及び利率等」を「確実な繰戻しの方法、期間及び利率」に改める。

(熊本県環境保全基金条例の一部改正)

第十一条 熊本県環境保全基金条例(平成二年熊本県条例第二号)の一部を次のように正する。

第三条に次の一項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(熊本県地域福祉基金条例の一部改正)

第十二条 熊本県地域福祉基金条例(平成三年熊本県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(熊本県幹線道路整備基金条例の一部改正)

第十三条 熊本県幹線道路整備基金条例(平成三年熊本県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(熊本県ふるさと・水と土保全基金条例の一部改正)

第十四条 熊本県ふるさと・水と土保全基金条例(平成五年熊本県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(熊本県林業担い手育成基金条例の一部改正)

第十五条 熊本県林業担い手育成基金条例(平成七年熊本県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部改正)

第十六条 熊本県介護保険財政安定化基金条例(平成十二年熊本県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

きる。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第七条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(熊本県中山間地域等直接支払基金条例の一部改正)

第十七条 熊本県中山間地域等直接支払基金条例(平成十二年熊本県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(熊本県緊急地域雇用創出特別基金条例の一部改正)

第十八条 熊本県緊急地域雇用創出特別基金条例(平成十三年熊本県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行所 熊本
平成十四年三月二十五日印刷
平成十四年三月二十五日発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 秀巧
電話代 〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%